奈良県告示第百七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難なはかり	葛城市	九月三日（火）	午前十時から午後三時まで	運搬が困難なはかりの所在場所
	広陵町	九月十日（火）		
	上牧町	九月十二日（木）	午前九時三十分から正午まで	
	河合町	九月十七日（火）	午前十時から午後三時まで	
	王寺町	九月十九日（木）		
運搬が困難なはかり以外の特定計量器	葛城市	九月四日（水）	午前十時から正午まで	葛城市役所當麻庁舎（葛城市長尾八五番地）
			午後一時から午後三時まで	

		九月五日（木）	午前十時から正午まで	葛城市役所新庄庁舎（葛城市柿本一六六番地）
			午後一時から午後三時まで	
広陵町	九月十一日（水）	午前十時から正午まで	広陵町役場（広陵町大字南郷五八三番地一）	
		午後一時から午後三時まで		
上牧町	九月十二日（木）	午後一時三十分から午後二時三十分まで	上牧町役場（上牧町大字上牧三三五〇番地）	
河合町	九月十八日（水）	午前十時から正午まで	河合町役場（河合町池部一丁目一番一号）	
		午後一時から午後三時まで		
王寺町	九月二十日（金）	午前十時から正午まで	王寺町中央公民館（王寺町久度二丁目一七番二一号）	
		午後一時から午後三時まで		

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。